

## 乙事件地裁判決

号証番号 丙第 号証

標目 判決

作成年月日 平成24年3月29日判決言い渡し

作成者 札幌地方裁判所民事第3部

原本・写しの別 写し

立証趣旨：63頁～66頁、67頁、68頁～69頁、72頁～74頁、76頁、78頁、80頁～102頁、240頁～253頁、256頁～261頁、266頁、268頁～272頁

主文（2頁）

別表Bについては304頁に添付、他の別表関係は一部のみ添付

用語・略語の説明（2～7頁）

略

事実（7～63頁）

略

理由（63～277頁）

第1章 統一協会の信者による経済活動（63頁）

第1 わが国における信者の経済活動の概要（64頁）

（64頁）要するに集金活動である。

以下の第2の立証趣旨：甲事件判決の第2章の第1の6、7と同じであること。

以下の6、7の立証趣旨：靈感商法の実態、脱税の指南、原価の400倍という価格設定等、原告が反社会的集団であることの一端が認定されていること。

第2 灵感商法と呼ばれた経済活動について（64頁）

（65～69頁）灵感商法の実状、ヨハネトーク、ハッピーワールド販売促進資料中の本社経理作成の文書（脱税方法）、原価率等が、認定されている。

以下の第3、第4の立証趣旨：教義を信じさせ教義により信者を過酷に使役する原告が反社会的集団であることの一端。

第3 灵感商法以外の経済活動（69頁）

4 マイクロ活動（72頁）

改造したマイクロバス等に寝泊まりしながら各都道府県を転々とし、連日戸別訪問して珍味等を販売するという経済活動。深夜の飲屋街に訪問販売に出掛けるなど、過酷な生活。

#### 6 信者を経済活動に駆り立てる心情（万物復帰）（72頁）

（73頁）万物復帰とはサタンの支配下のお金を神（統一協会）の側に取り戻す活動、神の側の物品を購入することで購買者とその背後にいる先祖の救いになる、日本はエバ国家、伝道活動と経済活動に全力を尽くす使命がある等と教えられた。

#### 第4 経済活動に関する被告の主張について（73頁）

##### 2 万物復帰に関する被告の主張について（74頁）

（76頁）（5）（（2）～（4）の説示のとおり）信者は万物復帰について経済活動そのものであると教えられ、教義の実践として経済活動をおこなっていた。

### 第2章 統一協会の信者による伝道・教化活動（76頁）

#### 第1 伝道活動及び教化活動の意味（76頁）

文鮮明がメシアであるとの信仰を受け入れた者が統一協会の信者。信者になるのは若者の場合はフォーデイズセミナー終了時である。伝道活動とは、ビデオセンター受講からフォーデイズセミナー終了時まで。教化活動とは、新生トレーニングに始まり、以後、日々積み重ねられる先輩信者による指導教育である。

以下の第3の立証趣旨：甲事件判決の第1の2の（2）のものと同一である。追加すべきことは次のとおり。信仰を得た時期の認定、その段階でも経済活動と伝道活動をしなければ救われないことが隠されていることの不当性、信者を社会保険、健康保険に加入させず、税金も納めないこと等、原告が反社会的集団であることの一端。

#### 甲事件判決の第1の2の（2）の立証趣旨

以下のアの立証趣旨：ライフトレーニング後半まで原告の伝道活動であることが隠され、各所に感情を揺さぶる演出が組み込まれ、継続的に個人情報収集されて引き継がれ、次の段階に進むべきかどうかの決定に絶対不可欠な情報が隠される等の不当な方法で伝道活動がおこなわれていると認定されていること。

原告の伝道活動が、対象者の信教の自由を侵害する違法なものであることの根拠事実。原告が反社会的集団であることの一端。

#### 第3 若者に対する伝道・教化活動について（78頁）

##### 1 ビデオセンターの受講を決定させる（コース決定させる）伝道活動（78頁）

（80頁）伝道対象者を絞っていること

(81頁) 平成13年ころから、手相で転換期と告げ、姓名判断や家系図鑑定で因縁があると指摘し、因縁を解決するためには真理を学ぶ必要があるとしてコース決定させる方法が採用された。

(81頁) 口止めの手段として陰徳積善という説明を教えられ、それを実践していた。

## 2 ビデオセンターでの伝道活動 (82頁)

(83頁) (3) ビデオセンターでは統一協会の宗教教義の核心部分が教義としてではなく、歴史、事実あるいは真理として説明される。

(84頁) (5) 管理カードの作成。特定の宗教教義の伝道活動であることを秘匿するという対応は組織的におこなわれていた。

(85頁) (7) スタッフの和動で、ゲストの関心事や問題意識と原理との接点を見出し、学習継続の動機付けとする。

## 3 ツーデイズセミナーでの伝道活動 (85頁)

(85頁) (2) 受講生同士の交流の禁止

(86頁) (3) 「講師が褒めていたよ」という嘘をいい受講生を喜ばせる。

(86頁) (4) アベル・カインの教え。アベルに絶対的に服従しなければならない。

(86頁) (5) 閉講式で霊の親とサプライズで面会させられるという受講生を感動させる演出がある。

(87頁) (6) ツーデイズセミナーの最後でも受講内容の宗教性は秘匿されていた。また、信者になった後、宗教的实践として多額の献金や献身を求められることが一切説明されない。

## 4 ライトレーニング (又はスリーデイズセミナー) での伝道活動 (87頁)

(88頁) (2) 管理カードの作成

(88頁) (3) 後半の「主の路程」という講義によって統一協会の名が明かされ、これまでの勉強が宗教教義の勉強であること、再臨のメシアが文鮮明であることが明らかにされる。その際暗示がかけられている。

## 5 フォーデイズセミナーでの伝道活動 (89頁)

(89頁) (1) 合宿。最初から宗教行事としておこなわれる。

(89頁) (2) イエス・キリストに関する講義の前に、あなた達は氏族のメシア、ご先祖様が大量の霊人体がやってきている、その霊人達が涙を流しているなどと話され、講義後、ろうそく等を灯し、お父様の詩という詩が朗読される。会場は涙に覆われる。

(90頁) (3) 文鮮明に発生したとされる奇跡的なことが講義される。

(90頁) (4) 献身が強く働きかけられる。

(91頁) (5) 受講生が文鮮明を再臨の救世主であることを受け入れた時点で、統一協会の信仰を得たということになる。

(91頁)(6) この段階の受講生は、文鮮明が救世主であり、原罪や因縁を清算して救済を与える存在であることを理解している。しかし、この段階に至っても、救済を得るためにどのような宗教的実践が必要となるのかという重要な情報は与えられない。すなわち、原罪の清算には「祝福」という極めて特異な宗教的実践が要求されるとの情報のもとより、罪の清算のため多額の献金が必要となることは知らされない。

#### 6 新生トレーニングでの教化活動(91頁)

(91頁)(1) 管理カードの作成。

(92頁)(5) 新生トレーニングで、心情解放展と呼ばれる宗教儀式がおこなわれる。自分の過去の罪を清算、新しく生まれ変わるため、罪の告白文を書く。「裸で神様のもとに帰ろう」と教えられ、持っていた金銭をすべて統一協会に捧げなければならないとされる。清算されるのは、自犯罪だけである。

(93頁)(6) 正式に統一協会の信者となる。

#### 7 新生トレーニング終了後の教化活動(93頁)

(93頁)(1) 実践トレーニングがおこなわれる。献身に向けた教化活動。

(93頁)(2) 宗教的実践とされる「公式7年路程」と祝福に関する講義がされる。これは伝道活動を3年半、経済活動を3年半実践し、その間に霊の子を3人たてること、それによって、原罪を清算するための、極めて特異な宗教的実践である祝福が受けられるというものである。

(94頁)(3) 私的な目的を迫及する思考や行動はサタンの支配力を強めることになるということが教えられる。信者はサタンにザン訴されることに対して強い危機感を持つようになる。それは限界まで実践活動に従事する動機付けになる。また、統一原理を捨てることは、地獄に墮ちることと教えられる。

(94頁)(5) 献身者は物販展への動員、戸別訪問、マイクロ隊での物販等、懸命に働く。社会保険、健康保険に加入させてもらえない。統一協会の各支部は、事業所として届出もしていないから、収益をあげても一切納税しない。

(95頁)(7) 摂理献金がしばしば求められる。必要とされる献金ができないことは信仰の不足とされ、責められる。

以下の第4の立証趣旨：甲事件判決の第3章の2の(2)のイと同様である。

以下のイの立証趣旨：壮婦については、教義と関係のない家系図、姓名判断が用いられ、因縁による恐怖心を動機として学ばされたうえで、統一原理の学習に導かれるという不当な方法であることが認定されていること。原告が反社会的集団であることの一端。

#### 第4 壮婦に対する伝道・教化活動について(97頁)

##### 1 鑑定チケット販売及びコース決定(97頁)

(97頁)(1) 霊感商法ができなくなった後、昭和62年4月以降、壮婦(既婚婦人)を対象にビデオ受講をさせるためのチケット販売が行われるようになった。その際、統一協会の信者であることを明かすことはなかった。

(98頁)(2) マニュアルには、転換期であることが2度指摘されること、家系に悪い因縁があるため現在の家庭にも悪い影響を及ぼしかねない状況であって、相手方に、因縁を清算し家系を救う使命があると訴えかける(因縁のトーク)、転換期と因縁の話は相手方が「どうしたらいいのか」と聞いてくるまで続ける。それで鑑定を受けることを勧めると認定されている。姓名判断において、良い因縁の指摘のみで鑑定が終わることはなかった。

(98頁)(4) 信者の因縁トークは、統一協会の教義と直接の関係はない。

(99頁)(5) 鑑定士(実際には統一協会の一信者)は、因縁がある、因縁を清算するにはビデオを見ながら真理を学ぶ必要があると、初級コース又は中級コースに勧誘する。

## 2 初級コース(99頁)

ビデオは夫婦や家庭のあり方、霊界と因縁といった問題を含む内容となっている。また、家系図鑑定が行われ、先祖が無念の思いを残していることを伝えられる。

口止めが行われた。

## 3 中級コース(99頁)

中級コースでは統一原理のビデオが見せられるほか、「愛による家庭の崩壊」、「生命に対する尊厳性」、「罪の清算と救い」というビデオも見せられた。和動を通じ、受講生の自犯罪が聞き出された。

## 4 上級コース(100頁)

(100頁)(1) 講師が直接統一原理の講義を行う。ここで、統一協会や文鮮明の名前が初めて明かされる。受講生は、罪を清算して信仰生活を出発させるという名目で、献金を求められる。

(100頁)(2) 献金を求める手法としては、罪の清算という名目のほかに、先祖の因縁を清算する「霊界解放」という儀式を行うなどがある。さらに、献金の決意を翻させないよう心理的拘束を加える。

## 5 信者となった後(101頁)

壮婦は、既成祝福を受けることを目指して、時間のある限り、チケットや物品販売、教育過程の主任、和動スタッフ等の活動をする。

以下の第5の立証趣旨:アベル・カインの教えとは、カインのアベルへの隷従をもたらす、絶対服従を求めるものであることが認定されていること。

## 第5 上記認定と異なる被告の主張について(101頁)

(101頁)1 アベル・カインの教えは、アベルへの絶対服従をカインに強いる

ものではないと被告は主張する。しかし、時期、地域、若者と壮婦の別を問わず、各種トレーニングの受講ノートやマニュアルには、「カインはアベルに従順に屈伏して主管を受ける」等の記載が数多く見られ、入信に至った原告らも、例外なく、カインのアベルに対する絶対服従を意味するものと理解したことに照らせば、信者は、カインはアベルに絶対服従しなければならないと教えられていたものと認められる。被告の主張は採用できない。

(101頁) 2 統一原理を知った上で信仰を捨てると地獄に墮ちるなどという教義はないと被告は主張する。しかし、受講ノートやアベルの話を記載したノートには、そのような記載があること、及び信者が供述していることに照らせば、被告の主張は採用できない。

### 第3章 原告らの入信及び脱会の経緯

(略)

### 第4章 被告の損害賠償責任(240頁)

注：斜線や直線を付した部分は、控訴審判決で削除された部分である。

以下の第2の立証趣旨：原罪や霊界、因縁の存在を確信するまで伝道の宗教性を秘匿し、人生と財産を差し出すとの特異な宗教的実践をしなければならないことは、後戻りができない状態の信仰が植え付けられるまで秘匿されていること。教化活動において家族と社会から隔離されるのは、特異な宗教的実践をさせるためであり、献金の不足は信仰の怠りと教化されていると認定されていること。原告の伝道活動が当該事件原告の自由意思を歪めて信仰させたこと。原告が反社会的集団であることの一部。

### 第2 統一協会の伝道・教化活動の特徴(242頁)

#### 2 伝道における宗教性の秘匿(243頁)

(1) 及び(2)で原告の例をあげたうえ、(3)で伝道教化の内容である原罪や霊界・因縁など存在する害悪が生じたメカニズムを知り、それに対処する方法を学ぶことが勧められ、(4)で原告らの情緒と統一原理が共鳴するよう和動していた、と認定したうえ、

(245頁)(5)で、ライフトレーニングの後半に至るまで、宗教の伝道活動であることすら秘匿される。そのため統一協会という名称は完全に伏せられる。口止めをされると認定。

(247頁)(8) 上記のように、統一協会の伝道活動は、受講生が原罪や霊界・因縁という害悪が存在するとして信じて疑わない状態になるまで、伝道の宗教性を完全に秘匿することに大きな特徴がある。

#### 3 入信後の宗教的実践内容の秘匿(248頁)

(248頁)(1) 統一協会は、判決中の①ないし④の特異な宗教的実践を信者に

求める。

(249頁)(2) 統一協会に入信すると、入信後間もない時期から、普通の社会生活を二の次にし、伝道と経済活動に膨大なエネルギーを注ぎ、そのような生活を続けた後に、合同結婚式で結婚するという人生をたどることになる。

(249頁)(3) 原告らも同様。異常としか言いようのない統一協会の経済活動にのめりこんでいる。

(249頁)(4) ところが、伝道の段階では、宗教性を明らかにした時点(代理人注：ライフトレーニングの終了時)においてさえ、上記のような宗教的実践が求められることが秘匿されている。

(250頁)(5) 特異な宗教的実践が要求されると予めわかっていたなら、多くの人はその信仰を得ることに疑いを抱くであろう。だから、後戻りができない状態の信仰が植え付けられた段階まで秘匿する必要がある。内面的救済ではなく宗教的実践をさせることが主目的であるため秘匿されるものと解される。

#### 4 教化活動における隔離(250頁)

(251頁)(3) 統一協会の信仰としての倫理観・価値観を植え付けた後、それが揺るがないようにするためには、信者が信者以外の者と感情を共有しないように仕向けるのが効果的である。だから、家族と感情を共有しないように仕向けることが最も効果的である。

(252頁)(5) 統一協会が求める宗教的実践は、人生と財産を差し出し、経済活動に従事するという非常に特異なものである。人は、それから逃れようとするはずである。だから、心理的及び物理的に社会から信者を隔離しようとするものと考えざるをえない。

#### 5 実践の不足が信仰の怠りであるとする教化活動(253頁)

(253頁)(2) 原告らの使命感は、万物復帰と罪の清算を実践する使命感である。それは、結局、伝道と集金によって行われる。

(253頁)(3) 伝道や集金が目標に達しない場合、信仰が足りないと言われ、それは原告らに不安や恐怖をもたらす。不安や恐怖が、伝道や集金の動機付けとなっている。

### 第3 統一協会の経済活動の特徴(253頁)

以下の3の立証趣旨：靈感商法やマイクロなどは詐欺的行為であると認定されていること。原告が反社会的集団であることの一端。

#### 3 嘘について物品を販売すること(256頁)

統一協会の販売活動や募金活動は詐欺的な行為であるが、原告らは宗教的確信に基づき行動していた。

以下の第4の立証趣旨：原告が経済的利益を獲得するため不正な伝道、不正な教化がおこなわれたと認定されていること。原告が反社会的集団であることの一端。

#### 第4 統一協会の信者の伝道・教化活動の違法性（256頁）

##### 4 統一協会の信者による伝道活動について（258頁）

（258頁）（1）統一原理が教義ではなく真理であると信じ込ませる手法で行われている。

（258頁）（2）特異な宗教的实践が求められるのだが、そのことを知らせないで統一協会の信仰を持つよう伝道がされた。

（258頁）（3）マイクロ活動に従事させたり性急かつ過剰な金銭拠出を求める行為は、経済的収奪と言い得るものである。

（259頁）（4）統一協会の宗教的实践とは、自分自身も経済的収奪を受ける組織体系に組み入れられることを意味するが、原告らは、そのような組織体系に組み入れられることを全く知らされないで信仰を植え付けられ、それを拒絶することができなかったのである。

##### 5 統一協会の信者による教化活動について（259頁）

（259頁）（1）統一協会は、恐怖心を利用して、心理的に家族との接触をさせないように仕向けている。結果、信仰を持ち続けるように仕向けられるのである。

（260頁）（2）原告らは、金銭拠出の不足が信仰の怠りにつながり、救済の否定につながるとする教化活動を継続的に受けていた。そのため、貴重な蓄えを取り崩したり、嘘をついて家族の蓄えを取り崩させたり、嘘をついて他人に物品販売をしたり、高利金融業者から金を借りるなどしているのである。

##### 6 まとめ（260頁）

原告らへの伝道活動は、宗教性や入信後の実践内容を秘匿して行われたもので、自由意思を歪めて信仰への隷属に導く不正なものである。教化活動は、家族との交流を断絶させ、信仰を維持させ、特異な宗教的实践を継続させようとする不正なものである。

これら不公正な伝道・教化活動は、客観的にみれば、統一協会が経済的利益を獲得する目的で行われたといわざるをえない。

#### 第5 統一協会の原告らに対する損害賠償責任（261頁）

以下の5の立証趣旨：深刻な精神的、肉体的苦痛を受けたと認定されていること。

##### 5 慰藉料について（266頁）

（1）ないし（3）までの事実認定のうえ、（4）で、原告らは、いずれも違法な伝道・教化活動に囚われ、財産的損害のてん補だけでは償えない深刻な精神的・肉体的苦痛

を受けたことが明らかであると判示。

以下の第6の立証趣旨：連絡協議会又は信徒会の不存在が認定されていること。

第6 伝道・教化活動の活動主体に関する被告の主張について（268頁）

1 連絡協議会及び信徒会について（268～272頁）

（1）ないし（8）までの詳細な認定をしたうえで、

（272頁）（9）宗教団体である被告の組織とは別個独立に、連絡協議会又は信徒会という信徒団体が組織されていたとは到底認めることができず、と認定。

第1章及び第2章において認定した信者の活動は、すべて被告の宗教活動として行われていた事実を左右すべき事情は何ら見当たらないと判示。